

令和4年9月15日

長崎県内に住所を有する保護者のみなさまへ

学校法人 青雲学園  
事務室

青雲学園授業料軽減制度について（ご案内）

日頃より学園の運営につきましてご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、青雲学園では、「長崎県私立学校授業料軽減補助金」制度を利用し、下記要領にて授業料軽減措置を行っております。申請を希望される場合は、必要書類をご準備のうえ、下記期日までに学園事務室までご提出をお願いいたします。

何か不明な点等ある場合は、学園事務室（担当：平山）までお問合せください。

記

1. 提出期限 令和4年10月3日（月）

2. 提出書類

家庭の状況により異なります。別紙「青雲学園授業料軽減制度 提出書類について」をご参照ください。

また、提出書類のうち、様式1「令和4年度 青雲学園授業料軽減申込書」および様式2「個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書」については、様式を学園ホームページに掲載しております。印刷してご利用いただくか、学園事務室までご連絡ください。

3. 支給の条件

<高等学校>

- ①. 保護者が長崎県内に住所を有すること（父母が保護者である場合、どちらか1名でも可）
- ②. 次のいずれかの所得要件を満たすこと
  - ア. 就学支援金受給額が9,900円(月額)であり、保護者等の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」の合計が215,400円未満の世帯
  - イ. 就学支援金受給額が33,000円(月額)であり、保護者等の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」の合計が51,300円未満の世帯
  - ウ. 生活保護（生業扶助）受給世帯

<中学校>

- ①. 保護者が長崎県内に住所を有すること（父母が保護者である場合、どちらか1名でも可）
- ②. 生活保護（生業扶助）受給世帯

4. 対象となった場合の支給額（高校生の場合、就学支援金と合算し、授業料までが上限）

高校生…月額4,000円～月額6,600円 / 中学生…月額28,000円

5. その他

軽減制度対象となった場合も、毎月の授業料等は通常通り振替させていただき、後日、返金による精算を予定しています。

対象となる保護者に変更（転居や結婚、離婚、死別等）が生じた場合や、申告により課税標準額に変更が生じた場合は、必ず事務室までご連絡ください。

以上